

## 班長用 自治会運用ルール

### はじめに

最近の急激な高齢化に伴い、自治会活動への認識や関わり方が大きく変化してきています。当みどりの村自治会においても同様で、高齢化に伴い、自治会活動への参加が重荷に感じ、自治会から脱会または準会員への変更を希望される会員が見受けられるようになってきました。これらの方々は、全体から見れば、ほんの一部であり例外的な存在と考えられますが、そのような考え方が蔓延する事により自治会活動の停滞を招く事を危惧し、自治会としての考え方・運用方針をまとめます。

### 自治会活動の必要性

地域で生活している以上、地域（自治会）に何らかの形でかかわっている事を理解する必要があります。生活する上で必要な環境や作業は種々ありますが、行政にて実施できる事、個人が実施できる事に加え、地域（自治会）で実施する事があります。例えばゴミステーションの維持管理・防犯灯の維持管理・地域環境の向上等が挙げられます。また、いつ発生するかわからない災害時の避難援助や今後拡充が計画されている高齢者に対する日常生活上での支援や近隣の親睦を目的とした各種イベント等も自治会活動として実施されています。自治会活動として実施するのが困難な問題に関しては、みんなで話し合い、市や県への要望として申請する事も自治会・区として行っています。

これらの活動を支えているのが自治会会員の協力であり、各種の共同作業への参加やその経費負担のための自治会費納入です。

これらの自治会としての活動対象は自治会正会員となりますので、高齢者こそ自治会への加入が必要と考えます。

### 自治会の構成員

自治会は ①当地区在住の家庭 ②当地区所在の店舗・会社 ③空家・別荘 ④空地 にて構成され、自治会員としての登録は①～③となり、①を正会員、②・③を準会員と呼びます。

	正会員	準会員	空地
会費納入	正会費(8800)	準会費(5000)	×
班長	○	×	×
回覧	○	×	×
ゴミステーション利用	○	○(希望者のみ)	×
ゴミステーション清掃当番	○	○(利用者のみ)	×
草刈り共同作業	○	△(可能な限り)	×
宅地内草刈り	○	○	○
側溝掃除共同作業	○	△(可能な限り)	×
各種イベントへの参加	○	×	×
敬老会への招待	○	×	×
慶弔品贈呈	○	×	×

自治会高齢者支援	○	×	×
災害時避難支援	○	×	×

上記テーブルが会員別の作業・サービスの差異の原則です。

但し、非正会員に対する災害時の避難支援に関しては隣近所として協力してください。

高齢化や個別の事情により、正会員としての役割こなすのが困難な場合は次を考慮してください。

#### 班長

- ・75歳以上の場合、委員長を辞退できる権利を有する（年齢および「権利」は検討中）
- ・力仕事・酷暑時の作業等の班長による共同作業時は、年齢・体力により減免を考慮。
- ・班長そのものの辞退は、該当班での話し合いにて決定。（上記の委員長辞退や作業の減免を考慮しても班長を受けられない理由が必要）
- ・班長辞退が認められる場合でも、当地区に在住の場合は正会員としての登録は継続。  
（班長を避ける目的で自治会脱会や準会員への変更は認められません）

#### 留守がちになるケース

家庭の事情により、実質的には「別荘」となる場合は、該当期間は準会員としても良い。  
その事情が解消した時には速やかに正会員へ再登録する。

#### 高齢等の事情で自治会共同作業へ参加できないケース

参加できない旨を班長に申し出し、班長判断にて共同作業を免除する。

この時でも正会員としての登録は継続します。（サービスの対象となるため）

地区によってはこの様なケースは共同作業免除のための違反金を支払う所もありますが、当地区においては現在のところ違反金は不要としています。

#### 同一家庭で2軒以上の家を所有している場合（親子で在住の場合等）

その家に在住している場合はそれぞれの家毎に正会員登録を行う。

片方が空家状態の場合は別荘として登録し、準会員会費は不要とする。（会則5-2-③）

#### 在住しているが準会員として登録しているケース

現在、脱会よりマシと言った理由でこのケースが増えています。

いかなる事情があっても、在住している場合は正会員へ移行してください。

班長役や共同作業が困難な場合は、それらの免除を班または班長に相談してください。

経済的な事情で準会員登録となっている会員に対しては、別途会費の減免制度（半額）を提案する。

方法については正会員として一旦会費納入し、個別に住民税非課税証明書を提示し減免を受ける。個人情報保護の目的で、民生委員でまとめて申請

## 準会員

自治会・区提供のサービスは一切受けられません。(本来は在住していないので)  
希望ベースでゴミステーションの利用は認めます。その場合、持ち回りのゴミステーションの掃除当番は実施していただきます。(店舗や会社が対象となります)  
草刈りに関しては、自宅の草刈りは定期的実施していただきます。また草刈り・側溝掃除の共同作業に関しても、参加できるのであれば参加協力をお願いします。

## 途中退会・移行

転居に伴う途中退会・準会員への移行に関しては自治会会則に従って会費を払い戻しします。  
(会則5-4)  
その他の理由による別荘扱い等の準会員への移行に関しては、その年度内は正会員会費を支払っていただきます。(年度初めの正会員数によって各種分担金や保険の支払いを含めた予算を組んでいるため)

## 空地・別荘の草刈り

宅地内や個人所有の空地の草刈りは自治会としては実施できません。(法的制限による)  
近隣の迷惑にならないように草刈りを実施するのは所有者の責任です。  
適切に実施されない場合は直接または市経由で実施を依頼する。~~それでも対応頂けない場合は市に「強制代執行」等の手段を依頼する。~~(湖南市として代理執行は出来ない旨の返答)

## 自治会費の徴収が難しいケース

班長による立替え納入は絶対行わないこと。  
滞納が続く場合は、督促の連絡を投函する等の対応を行い続けてください。  
それでも対応していただけない場合は、「脱会」の事前通知を行った後、脱会扱いとする。

## 次期班長の任命

例年夏祭・体育祭には次期班長のお手伝いをお願いし、2月に役決めを行っている。

## 香典の渡し方

最近では、家族葬が大半となり、自治会・区の代表として式に参列する機会が皆無となりました。  
通夜・告別式に参列する場合は、従来通り会長・区長が持参する。  
式への参列が無い場合は、当該班長が持参する。  
令和4年度より、区からのお香典は廃止。ただし、区長参列の場合は除外。

## 自治会費の減免

会則5-2-④に「住民税非課税の正会員に関しては、申請があれば上記の入会金および自治会費を50%減免とする」とあります。

その方法は次のどちらかとする。

1. 非課税証明書を班長に見せ、半額を納入する。班長はその旨を会計に伝え、会計の名簿（帳簿）を変更する。
2. 非課税であることを知られたくない方は、一旦通常通りの会費を納入する。その後、民生委員に非課税証明書を見せ減免を申し出る。民生委員は会計または会長に該当者の人数だけを伝え、人数分の減額分を会計より預かり、申請者に返金する。（その事により、非課税である事は民生委員以外には知られない）  
減免に対する証憑が無い事が問題ではあるが、民生委員を信頼し、起こり得る問題はリスクとして受容する。